

ほごしや みなさま  
保護者の皆様へ  
せいと  
生徒のみなさんへ

いばらきしりつきたちゅうがっこう  
茨木市立北中学校  
こうちよう きしもと わたる  
校長 岸本 済

## じしん はっせいおよ きしやう けいほう はつれい ばあい きんきゆうそち 地震の発生及び気象の警報が発令された場合の緊急措置について

ひやうき けん  
標記の件について、いばらきしきやういくいいんかい ようこう  
茨木市教育委員会の要綱により、じしん はっせいじ たいふう  
地震の発生時や台風による  
けいほうはつれい じとう たいおう  
警報発令時等の対応について、かき  
下記のようにきてい  
規定されております。

### じしんはっせいじ そち 地震発生時の措置

1	だいじしん しんど じゃくいじやう はっせい 大地震（震度5弱以上）が発生	しぎやうまえ ばあい 始業前の場合	りんじきゆうこう 臨時休校
	じゆぎやうちゆう 授業中 の ばあい 場合	じゆぎやうちゆうし 授業中止 (じやうきやう がっこうたいき また しゆうだんげこう そち 状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる)	
	ほうかご ばあい 放課後の場合	ぶかつどうとうちゆうし 部活動等中止 (じやうきやう がっこうたいき また しゆうだんげこう そち 状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる)	
2	しんど じゃくみまん じしん はっせい ばあい 震度5弱未満の地震が発生の場合		
	がっこうしせつ ひがいじやうきやう つうがくろ あんぜんじやうきやう りんじきゆうこう そち 学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をと るかどうか判断するので、りんじきゆうこう れんらく かぎ とうこう 臨時休校の連絡がない限り登校する。		

※だいじしんはっせいじ りんじきゆうこう きかん ひがいじやうきやう こと がっこう れんらく  
大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校からの連絡  
による。

# けいほうはつれいじ そち 警報発令時の措置

きたおおさかちいき ぼうふうけいほう はつれい ばあい かき そち  
北大阪地域に「暴風警報」が発令された場合のみ、下記の措置をとります。

(なお「大雨」「大雨・洪水」の警報が発令された時は通常通り登校)

1	ごぜん じ じてん けいほうはつれい ばあい 午前7時の時点での警報発令の場合	じたくたいき 自宅待機
2	ごぜん じ けいほうかいじょ ばあい 午前9時までに警報解除の場合	かいじょ じてん どうこう 解除された時点での登校
3	ごぜん じ けいほう かいじょ ばあい 午前9時に警報が解除されていない場合	りんじきゅうこう 臨時休校

※《特別警報》においても、「暴風警報」と同じ措置をとらせていただきます。

※上記の措置は、北中ホームページの「警報発令時の対応」でも確認できます。

※午前7時の時点で暴風警報が発令されている場合は、当日の給食提供はなしとなります。(キャンセルは必要ありません。)また、午前9時までに警報が解除されても給食提供はありませんので、各ご家庭での対応をお願いします。

※登校後に「暴風警報」が発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。緊急時の措置の場合には、PTA実行委員会、地区委員会、学級委員会の皆様方のご協力をお願いする場合があります。止むを得ずご迷惑をおかけすることもあります。ご理解頂ますようよろしくお願い申し上げます。